

議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.84)

1 日 時 令和6年4月26日(金)
午後1時06分 開会
午後1時35分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

3 出席委員(8人)

委 員 長	中 村 義 雄	副 委 員 長	木 畑 広 宣
委 員	吉 村 太 志	委 員	日 野 雄 二
委 員	渡 辺 修 一	委 員	小 宮 けい子
委 員	泉 日 出 夫	委 員	山 内 涼 成

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

総務市民局長	三 浦 隆 宏	総 務 部 長	滝 剛
総 務 課 長	荒 田 政 二	議会担当課長	菊 原 康 弘

6 事務局職員

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	中 島 尚
総 務 課 長	原 田 健 二	議 事 課 長	木 村 貴 治
政策調査課長	清 水 俊 哉	広報・政務活動費担当課長	古 田 直 子
議 事 係 長	佐々木 雄一郎	書 記	嶋 田 裕 文
			外 関係職員

7 付議事件及び会議結果

番号	付議事件	会議結果
1	陳情第184号市議会に旧門司港駅鉄道遺構の保存に関する特別委員会を新設することについて	継続審査とすることを決定。
2	令和6年6月定例会会期日程案について	資料No.2のとおり確認。
3	北九州市議会先例の一部改正について	資料No.3のとおり確認。
4	各種委員について	資料No.4のとおり確認。
5	議会運営上の協議事項について (1) 議場での拍手について (No.20) (2) 予算・決算特別委員会の質問時間の見直しについて (No.21) (3) 質疑・一般質問の見直しについて (No.22) (4) 委員会のインターネット中継について (No.15)	(1)～(3)各会派協議のうえ、各会派の検討ができ次第、意見を伺うことを確認。 (4)固定カメラを設置する方法で決定。
6	議員記章について	資料No.6のとおり事務局から見直し案を説明し、議員記章の見直しを行うことを決定。見直しの方向性については、各会派の検討ができ次第、意見を伺うことを確認。

8 会議の経過

(陳情第184号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(中村義雄君) 開会します。

まず、陳情の審査を行います。陳情第184号、市議会に旧門司港駅鉄道遺構の保存に関する特別委員会を新設することについてを議題とします。本件について、事務局に説明させます。政策調査課長。

○政策調査課長 陳情第184号について、御説明申し上げます。特別委員会につきましては、地方自治法第109条第1項におきまして、普通地方公共団体の議会は条例で特別委員会を置くことができることとされており、また、同条第4項において、特別委員会は議会の議決により付議された事件を審査すると規定されております。

この規定を受け、本市では、議会基本条例第10条第1項におきまして、議会は必要に応じて特別委員会を置く、また、同条第4項において、特別委員会は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査すると規定しております。また、委員会条例第6条第1項において、特別委員会は、必要がある場合において、議会の議決で置く旨を規定しております。

これらの規定に基づきまして本市議会では、最近の例では、令和元年9月定例会の本会議に、北九州空港機能強化・利用促進特別委員会の設置に関する決議案が提出され、全会一致で可決、同委員会が設置されております。また、令和3年1月の議員改選後も、同年6月定例会において同じく可決、設置されて現在に至っております。

当陳情に関します特別委員会の設置につきましては、空港特別委員会と同様に、本市議会において設置の目的などについて協議された後、本会議に決議案が提出されれば、審議、議決されるものと考えております。

なお、平成23年の議会基本条例の制定時において、審査等は、常任委員会の中心方式で行うことを基本としております。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） 質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） すみません、ちょっとお聞きしたいんですが、特別委員会が設置された場合、執行部の体制というのはどうなるんですか。

○委員長（中村義雄君） 政策調査課長。

○政策調査課長 特別委員会を設置された場合は、審査権が常任委員会から特別委員会に移譲されるという、考えられる項目が出てこようかと思えます。例えば教育文化委員会にございます都市ブランド創造局に所管するものですか、総務財政委員会にあります総務市民局の、例えば複合公共施設に関する部分ですね、そういった必要があれば、そういったものが関係してくる。以上です。

○委員長（中村義雄君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 必要があればというのは誰が決める事項なんですかね、執行部側の体制を決めるのは。

○委員長（中村義雄君） 政策調査課長。

○政策調査課長 議会のほうが設置に関して議決したときに、相手方のほうを、今後も求めて参加していただく、出席していただくような形です。

○委員長（中村義雄君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 議会が求める、執行体制というのはできるわけですか。

○委員長（中村義雄君） 政策調査課長。

○政策調査課長 必要な項目の審議におきましては、そういったことになるだろうと思っております。以上です。

○委員長（中村義雄君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 必要な事柄だからという意味で言えばね、所管がまたがってるんですよ。複合公共施設は建建ですよ。文化財保護は文化企画ですよ。文化財保護に関しては、本来は教育委員会が所管になると思うんです。そうした場合に、多くの所管がまたがるということからすると、執行部側の体制というものが非常に重要になってくる。そうせんと、深い議論

ができないんですよ。陳情の中にも書かれてますけれども、建建の中で議論しても、事専門的な分野、議論になってしまうので、ここは非常にじくじたる思いを私自身もしてる。ですから、特別委員会設置という方向になればですよ。そういう執行体制も含めてね、議論ができればというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村義雄君）意見でいいですかね。

○委員（山内涼成君）はい。

○委員長（中村義雄君）ほかにありませんか。なければ、本件については、慎重審議のため、本日は、継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのとおり決定しました。以上で、陳情の審査を終わります。

次に、令和6年6月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー2をお願いいたします。6月定例会につきましては、現在のところ、6月6日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を従来の例に倣って作成しております。会期は6月6日から14日までの9日間でございます。

まず、本会議につきましては、6日は市長の提案理由説明及び質疑並びに一般質問、7日、10日及び11日の3日間は一般質問、14日は議案の採決でございます。

次に、常任委員会につきましては、12日と13日の2日間でございます。この日程でいきますと、請願・陳情の締め切り日は、点字分が5月31日、点字以外の一般分が6月6日となります。なお、予定どおり6月定例会が6月6日に招集される場合には、その7日前に当たる5月30日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただくこととなります。以上でございます。

○委員長（中村義雄君）ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、先例の一部改正について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー3をお願いいたします。これまでの本委員会での協議等を踏まえ、先例を改正するものでございます。

まず、先例116の2としまして、代表質疑及び会派質疑については、会派内の他の議員が欠席議員に代わって行う、いわゆる代理による質問を認めることについて、2月26日の本委員会におきまして協議が調いましたので、その内容を先例に追加するものでございます。

次に、先例120としまして、先行審議議案に対する質疑の発言時間及び発言者数については、これまで追加議案があった際の取り扱いを準用しておりました。このたび、2月13日の本委員会で、先行審議議案に対する質疑についても追加議案と同様の内容で、先例に規定することが

決定しましたので、その旨、先例を改正するものでございます。

最後に、各種委員としまして、組織改正に伴う委員会条例の改正案が3月25日に可決され、4月1日から総務財政委員会と教育文化委員会の所管に属する事項が改正されたことに伴い、一覧表に記載のとおり、各種委員の選出区分が改正されたものでございます。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、各種委員について、事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 資料ナンバー4をお願いいたします。各種委員のうち、北九州市民共済生活協同組合理事、北九州市住居表示審議会委員及び北九州市社会教育委員に関して、本年3月までは市民文化スポーツ局が所管しており、教育文化委員の中から選出することとされておりました。本年4月1日付けの組織改正により、これらが総務市民局へ移管されております。総務市民局に関しては総務財政委員会が所管することから、これら委員の選出区分が総務財政委員に改正されたところです。

つきましては、4月24日の総務財政委員会におきまして、資料のとおり各種委員が選出されておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、議会運営上の協議事項についてを議題とします。本日は、資料に記載の4件について協議を行います。まず、資料ナンバー5の1の議場での拍手について、事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 資料ナンバー5の1をお願いいたします。まず、提案趣旨を読み上げます。議員による拍手は認められているが、傍聴者による拍手は認められていないため、拍手の可否を統一してはどうかというものでございます。

まず、地方自治法第130条において、傍聴人が公然と可否を表明し、または騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができると規定されております。これを受け、市議会傍聴規則では、第13条第1項第1号で、傍聴人は議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないことと規定しており、また、委員会傍聴規則では、第7条第1項第8号で同様に規定しております。

また、全国市議会議長会の定める標準市議会会議規則を解説した議員・職員のための議会運営の実際というマニュアルによりますと、傍聴人の可否の表明方法は、一般的には言葉を発生

することで表明しますが、言葉以外による表明も該当します。例えば拍手、足音、口笛などがあります。その上で、可否の表明は、審議を妨害するとともに、議員に何らかの圧力、影響、予断を与え、ひいては審議の公正を阻害するため認められないとされております。このように、地方自治法等の規定を踏まえ、傍聴者による拍手を認めることは、適当とは言い難いと考えております。

なお、議員の拍手につきましては、現在、可否を表明するための拍手を禁じた規定はなく、登壇者への敬意、または賛意の表明として通常行われております。市議会会議規則第143条では、何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならないと規定されておりますが、通常行われている拍手はこの規定にも当たらないと考えております。

ただいま申しあげました説明を基に、御協議いただければと思います。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明について、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、本件については、各会派で検討をお願いいたします。

次に、資料ナンバー5の2の予算・決算特別委員会の質問時間の見直しについて、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー5の2をお願いいたします。予算・決算特別委員会の質問時間の見直しについてでございます。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。予算・決算特別委員会の分科会における質疑の発言時間を見直し、所属議員が1人の会派及び無所属議員にも、5分掛け会派所属議員数分を加えて、15分発言することができるようにしてはどうかというものでございます。

現状等について御説明いたします。現在の予算・決算特別委員会の分科会における質疑の発言時間は、先例208により、会派の持ち時間の範囲内で行うこととされており、各会派の1日の発言時間は、答弁の時間を含め、所属議員が2人以上の会派は10分プラス5分掛け会派所属議員数で、所属議員が1人の会派は1人10分以内となっております。この先例に従って算出した各会派の現状の持ち時間は、資料ナンバー5の2の次ページに記載のとおりでございます。

なお、提案趣旨の補足にはなりますが、提案者に再度確認したところ、公平性の観点から、先例208のうち、ただし書の部分を削除していただきたいとのことございました。説明は、以上でございます。

○委員長（中村義雄君） 議事課長のほうから、今回の趣旨は公平性の観点から考えてほしいということでしたけど、その公平性の観点からという考えで、ほかにどのような算出方法があるのか、ほかのパターンはありますか。議事課長。

○議事課長 ほかにどのような算出方法がということですが、まず、1つ目ですが、算出方法を公平にするという点では、提案のとおり、先例208のただし書を削除して、1人会派も同じように持ち時間を計算するという方法もあるかと思っております。

また、2つ目ですけど、会派間の公平性ということを中心すれば、現行の計算方法のうち、基礎時間である10分を削除して、単純に会派所属議員数掛け5分を会派持ち時間とする考え方もあるかと思えます。ただ、そうしますと、1人会派の持ち時間が現行の10分から5分となり、発言時間が現状から大きく削減されることとなりますので、事務局としては、3つ目の案ということになるかと思えますが、現行どおりというのも、これも1つの選択肢かと考えているところです。

それから、もう1つ申し上げますと、分科会に所属する委員の公平性という点では、現行のように会派所属議員数を基に算出するのではなく、分科会に所属する委員数を基に算出する考えもあるかと思えます。しかし、このように大きく算出方法を変更するのであれば、予特・決特には市長質疑がございますので、市長質疑も含めたところで見直すべきではないかと考えております。今のところ考えられる案は、以上でございます。

○委員長（中村義雄君） 公平性という観点から、補足で説明していただきました。ただいまの説明について、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、本件については、各会派で検討をお願いいたします。

次に、資料ナンバー5の3の質疑・一般質問の見直しについて、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー5の3をお願いいたします。質疑・一般質問の見直しについてでございます。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。1人会派の議員は、1回の定例会において、質疑か一般質問のいずれかしか行うことができないため、いずれも行うことができるようにしてはどうかというものでございます。

現状等について、御説明いたします。まず、代表質疑及び会派質疑については、先例114のとおり、所属議員5人以上の会派が行うことができることとなっております。次に、一般質疑及び一般質問における発言時間等は、先例117に記載の考え方に基づいて設けられており、具体的には、1つ目に、議員1人の年間の発言時間は、答弁を含め90分とし、各会派に所属議員数に応じた発言時間を付与する。2つ目に、発言時間は30分を1枠として換算し、これを年間の発言枠数とする。3つ目に、各定例会における質問者数の均等化を図るため、資料下段の付表のとおり、定例会ごとに各会派の発言枠数に上限を定める。4つ目に、議員の発言は1枠を基本とし、各会派の発言枠数の範囲内で2枠使用することもできる。5つ目に、各会派の発言枠数の範囲内で、議員1人が、年間90分を超えて発言することができる。6つ目に、発言枠は、一般質疑及び一般質問のいずれにも使用できるとされております。

この先例を踏まえると、2人以上の会派については、1回の定例会で、少なくとも2枠以上を使用することができるため、1人の議員が質疑と一般質問のいずれも行うことが可能ですが、1人会派は、年間3枠の発言枠を、定例会4回のうち、3回の定例会で1枠ずつ使用するため、

1回の定例会で、質疑と一般質問の両方を行うことはできなくなっております。

提案趣旨のとおり、1回の定例会において、1人会派が質疑と一般質問をいずれも行うことができるようにするには、次の方法が考えられます。

まず、あくまで年間の発言時間の90分、年間枠数3枠を変えずに、1人会派も1回の定例会で2枠使用することを認める方法でございます。具体的には、これまで年間3枠を3回の定例会で1枠ずつ使用していましたが、2枠使用する定例会を1回、要するに質疑1枠、一般質問1枠の合計2枠使用する定例会を1回、それと残り1枠のみ使用する定例会が1回とする方法も可能にしてはどうかというものです。この方法を採用した場合、各定例会における質問者数の均等化を図る観点から設けた定例会ごとの発言枠数の上限の趣旨を若干損なうことにはなりますが、全体に与える影響は、少ないと考えております。

また、もう一つの方法といたしまして、年間の発言時間である90分を超えて発言することを認める方法でございます。ただし、この方法により、1人会派の議員にのみ、年間90分を超える発言を認めると、1人会派の議員と2人以上の会派の議員との年間発言時間に不均衡が生じることとなります。また、全議員に年間90分を超えて発言を認めると、各定例会の質疑・質問者数が増えるため、本会議日数を増やす必要がある等の課題があると考えております。説明は、以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明について、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、本件については、各会派で検討をお願いいたします。

ここまで協議しました3件については、各会派に持ち帰っていただいて検討ができ次第、意見を伺いたいと思いますので、お願いいたします。

次に、委員会のインターネット中継について協議を行います。本件については、実施方法について3月22日に協議を行いました。資料の内容と事務局説明にそごがありましたので、改めて内容を整理した上で、説明を行うように指示しておりました。また、本件は、既に実施することが決定しております。今後の協議が円滑に進むよう、資料が整い次第、事前に各会派に配布するよう、併せて事務局に指示していたところです。

それでは、まず、事務局に説明を求めます。広報・政務活動費担当課長。

○広報・政務活動費担当課長 資料ナンバー5の4をお願いいたします。委員会のインターネット中継につきまして、実施方法を改めて御説明させていただきます。3月22日の議会運営委員会では、第6委員会室は既存の中継機器を使用し、第1委員会室から第5委員会室までの5室に機器を新設する案を提案させていただいております。しかし、既存の機器を使用することで委員会によって委員の皆様様の映り方が変わってしまうこと、また、その機器も設置されてから10年が経過することなどから、第6委員会室も含め、全6室に新たな機器を導入したいと考えております。

まず、案1は、固定カメラを1台ずつ、全6室に設置する案です。この場合、初期費用として約742万円、中継にかかるランニング費用として1年間で約796万円、合計で約1,538万円となります。

次に、案2は、旋回型カメラを2台ずつ、全6室に設置する案です。この場合、初期費用として約9,247万円、中継にかかるランニング費用として1年間で約796万円、合計で約1億43万円となります。

なお、直ちに協議が整った場合、各委員会室へのインターネットの配線工事、全ての委員会室への中継機器の設置、インターネット配信業者との契約、事務局職員の操作技術の習得などを行った上で、本格的な実施は、令和6年秋頃を予定しております。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明を踏まえ、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、本件について、各会派の検討結果を伺います。まず、自民党・無所属の会。

○委員（吉村太志君） 費用面で大きな違いがあるため、案1の固定カメラで進め、早期にインターネット中継を開始すべきと、自民党・無所属の会は考えています。以上です。

○委員長（中村義雄君） 公明党。

○委員（渡辺修一君） 公明党も同じく、費用面において安価なほう、案1を選択しております。以上です。

○委員長（中村義雄君） ハートフル北九州。

○委員（泉日出夫君） ハートフル北九州も同様の意見が出まして、案1のほうで進めるべきということになりました。

○委員長（中村義雄君） 日本共産党。

○委員（山内涼成君） 案1です。

○委員長（中村義雄君） はい。今御意見を伺いましたが、固定カメラを設置する案で意見が一致しておりますので、その取扱いで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

では、そのとおり決定します。事務局においては、設置に向けて、手続きを進めるようお願いします。

次に、議員の記章について、事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 資料ナンバー6をお願いいたします。これまで、本市議会では、北九州市議会議員き章規程に基づき、議員改選後、全議員に本章と略章の2種類を交付してきました。本章は、中央の菊のデザイン部分が18金製で、略章は、真ちゅうに金張りとなっております。そうした中、近年は金の価格高騰や物価上昇の影響により、記章の作成経費の大幅な増加が見込まれております。そのため、本市議会においても、次回の市議選後に向けて、記章の見直しを検討してはどうかと考えております。

具体的な協議内容といたしましては、1点目に、まず、記章の見直しを行うべきか否か、2点目に、見直しを行うとした場合、どのような記章が望ましいかというものでございます。2点目のどのような記章が望ましいかを協議していただくため、資料をお配りしておりますので、ご覧ください。2、見直しの方向性として、案1から案4までを掲載しております。案1は、現行の本章を維持した上で、記章部分の材質を18金から真ちゅう製の金張りに変更するものです。案2は、指定都市共通議員章へ変更するもので、20政令市中14政令市が、これを使用しております。本市議会においても、昭和60年2月まで使用しておりましたが、当時の方から重いといった指摘を受け、現行の記章に変更した経緯があります。案3は、全国市議会議長会共通議員章へ変更するもので、4政令市が使用しております。案4は、現行の本章を廃止し、略章のみとするもので、最も安価になります。

ただいま申し上げました説明を基に、御協議いただければと考えております。

また、この資料以外の内容につきましても、ご意見等がございましたら事務局のほうにお伝えいただければと考えております。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの事務局の説明を踏まえ、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、まずは記章の見直しを行うかどうかについて、御意見を伺いたいと思いますが、見直しを行うということでご異議ありませんか。

（異議なし）

では、そのとおり決定します。

次に、どのような記章が望ましいか、見直しの方向性については、まずは各会派で検討をお願いいたします。検討ができ次第、意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

ほかになければ、本日は、これで閉会します。

議会運営委員会 委員長 中村義雄 ㊟